刈谷市公共施設予約案内システムに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月３０日

刈谷市長　　稲　　垣　　　　武

刈谷市規則第４０号

刈谷市公共施設予約案内システムに関する規則の一部を改正する規則

刈谷市公共施設予約案内システムに関する規則（平成１３年規則第３８号）の一部を次のように改正する。

第４条に次の１項を加える。

３　前項の規定にかかわらず、市長は、刈谷市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成１８年条例第２号）第３条第１項の規定により電子情報処理組織を使用して行われた前条の登録の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは登録を行い、当該登録を行った旨を通知するものとする。

第５条第１項中「前条第２項の」を「前条第２項又は第３項の規定により」に改める。

第６条の見出し中「再交付」を「再交付等」に改め、同条第１項中「の再交付」の次に「又は第４条第３項の規定により受けた登録に係る登録確認書の交付」を加え、「刈谷市公共施設予約案内システム利用登録確認書再交付申請書」を「刈谷市公共施設予約案内システム利用登録確認書再交付（交付）申請書」に改め、同条第２項中「再交付する」を「再交付し、又は交付する」に改める。

第１０条を削り、第１１条を第１０条とし、第１２条を第１１条とし、第１３条を第１２条とする。

様式第１号中

「

勤務先・学校名	名称	
	所在地	
	電話番号	（　　）　　―

」

を

「

勤務先・学校名	名称	
	所在地	
	電話番号	（　　）　　—

利用施設	

」

に改める。

様式第２号中

「

登録番号		暗証番号	

」

を

「

登録番号	

利用施設	

」

に改める。

様式第３号中

「

登録番号		暗証番号	
利用区分	□一般施設　□社会教育施設　□高齢者福祉施設 □障害者福祉施設　□学校開放施設　□無料体育施設		

登録番号		暗証番号	
利用区分	□一般施設　□社会教育施設　□高齢者福祉施設 □障害者福祉施設　□学校開放施設　□無料体育施設		
振替口座の変更	無　有		

」

を

「

登録番号		暗証番号	

登録番号		暗証番号	
利用施設の変更	無　有（　　）		
振替口座の変更	無　有		

」

に改める。

様式第５号中「刈谷市公共施設予約案内システム利用登録確認書再交付申請書」を「刈谷市公共施設予約案内システム利用登録確認書再交付（交付）申請書」に改める。

附　則

この規則は、令和９年１月１５日から施行する。

刈谷市児童発達支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月３０日

刈谷市長　　稲　　垣　　　　武

刈谷市規則第４１号

刈谷市児童発達支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市児童発達支援センター条例施行規則（令和８年規則第１７号）の一部を次のように改正する。

附則第１項中「令和９年１月２９日」を「令和９年９月１日」に改め、同項ただし書を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

刈谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月３０日

刈谷市長　　稲　　垣　　　　武

刈谷市規則第４２号

刈谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則(平成５年規則第１７号)の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「規定による」を「規則で定める」に改め、同条第２項中「交付」を「売りさばき」に改め、同条第４項ただし書中「処理券を再交付する」を「新しい処理券と交換する」に改める。

第１３条を第１４条とし、第１０条から第１２条までを１条ずつ繰り下げる。

第９条中「処理券」の次に「(指定納付受託者に粗大ごみの処理手数料の納入を委託した者にあっては、受付番号その他市長が必要と認める事項を記載した書面)」を加え、同条を第１０条とする。

第８条の次に次の１条を加える。

(指定納付受託者に納入を委託した場合の措置)

第９条　市長は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）に粗大ごみの処理手数料の納入を委託した者に、納入を委託した際に発行される番号（以下「受付番号」という。）を電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

様式第５号を次のように改める。

様式第５号（第８条関係）

刈谷市粗大ごみ処理券（排出者控）	刈谷市粗大ごみ処理券 氏名 この処理券を見やすい箇所に貼り、収集日当日の朝８時３０分までに所定の場所（予約時に決めた場所）に出してください。

刈谷市	この処理券は払戻しできません。

様式第６号から様式第８号までの規定中「第１０条」を「第１１条」に改める。

様式第９号から様式第１１号までの規定中「第１１条」を「第１２条」に改める。

様式第１２号から様式第１４号までの規定中「第１２条」を「第１３条」に改める。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。